

## 少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和2年2月25日(火) 13:08～14:35

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長  
山村 幸穂 副委員長  
植村 佳史 委員  
小林 誠 委員  
奥山 博康 委員  
猪奥 美里 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員  
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 橋本 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 提出予定議案、ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○小林(誠)委員 前回の委員会で、児童福祉司の週末や祝日、夜間の勤務状況についてしっかりと把握しているのかと質問したところ、後々、把握していないという回答がありました。次期奈良県児童虐待防止アクションプランには、職員の勤務状況の把握、所属長や上司との個別面談等による負担軽減の実施、児童相談所における職員の心身の負担軽減に取り組むと記載されています。これは、児童福祉司の週末、祝日、夜間の勤務実態を調査すると認識してよいですか。

○夏原こども家庭課長 今後、児童福祉司を確保していくにあたって、中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センターの児童福祉司の勤務実態をしっかりと把握し

ていきたいと考えています。

○小林（誠）委員 こども家庭相談センター相談体制救急整備事業で、児童福祉司確保のために児童相談所業務を紹介する説明会の開催が予定されていますが、その説明会には児童福祉司の業務はかなりしんどいとの認識のもと来る方もいると思います。そこで、奈良県は児童福祉司の週末、祝日、夜間の勤務状況を認識していないと思われたら、不安を抱かれると思います。早急に実態調査するように提案します。

里親養育支援児童福祉司について、今は配置されていませんが、次期奈良県児童虐待防止アクションプランのなかの評価指標では2人配置となっています。児童相談所で確保するとき、どのように採用しますか。

○夏原こども家庭課長 里親養育支援児童福祉司は、2022年度までに各児童相談所に1名ずつ配置することになっています。経過措置はありますが、児童福祉司の確保に努め、採用した児童福祉司をどのように配置するのかを検討したいと考えています。

○小林（誠）委員 2022年まで猶予期間はありますが、児童福祉司の確保が難しい中、もっと早く確保する方がよかったと言わせていただきます。

予算案では里親に対する研修が把握しづらいですが、研修内容についてお聞かせいただきたいです。

○夏原こども家庭課長 里親の専門性の強化については、里親会からもいろいろな意見をいただいています。予算案に里親のための専門研修という項目はありませんが、児童相談所による研修の実施や、平成30年度から実施している里親支援機関における専門性向上のための研修を強化していきたいと考えています。

○小林（誠）委員 わかりました。

子どもの生活に関する実態調査について、奈良県では、物質的剥奪指標の採用をどうしましたか。また、東京都では2016年に小学校5年生、中学校2年生及び高校生を対象に調査を実施しましたが、奈良県では高校生は対象とされませんでした。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○夏原こども家庭課長 小学校5年生、中学校2年生と保護者に対して調査するのは、今回が初めての試みでした。次回調査において、高校生を対象とするか検討していきたいと考えています。

物質的剥奪指標について具体的に教えてください。

○小林（誠）委員 先進国や大阪府で採用されている指標で、環境によって具体的な体験

がどれだけでできなかったのかを見るものです。国も、先進的な指標を用いて、今まで見えなかった、子どもの貧困、ひとり親家庭の困っていることを把握できる調査もするよう推奨していたはずですが、それを踏まえて、いろいろな先行事例を調査等したと思いますが、奈良県として採用しなかった理由は何ですか。

○夏原こども家庭課長 物質的剥奪指標については、奈良県のひとり親世帯の実態調査の実施時期が、国が指標等を発表する前であったことが関係しています。今後、来年度に実施される国の実態調査も注視していきたいと考えています。

○小林（誠）委員 物質的略奪指標を採用するよい機会だったと思います。残念だと言わせていただきます。

資料3「子どもの生活に関する実態調査結果の概要」4ページの、養育費関係の調査結果は、以前からわかっていたことですが、早急に対応しなければなりません。奈良県としては、具体的に対応される予定があるのかお聞かせいただきたいです。

○夏原こども家庭課長 小林委員お述べのように、養育費の確保は子どもの健やかな成長に欠かせないと考えています。例えば明石市では、養育費を立て替えて、本来支払うべき相手方に請求する仕組みを検討されていると聞いています。そういった先進事例の情報を収集するとともに、国も養育費確保に関する制度の勉強会を始めると聞いていますので、その動向を見きわめながら、研究していきたいと考えています。

○小林（誠）委員 面会交流支援事業の実績を教えてくださいたいと思います。

○夏原こども家庭課長 奈良県では、奈良労働会館内に母子家庭等就業・自立支援センター、通称奈良県スマイルセンターを設置し、養育費等相談の中で面会交流権に関する相談を実施しています。平成30年度は、9人から面会交流権の相談を受け、弁護士、家庭裁判所などを紹介しました。

○小林（誠）委員 養育費はようやくクローズアップされはじめましたが、面会交流はまだクローズアップされていません。今、共同親権の導入を目指す民間の運動もありますので、勉強していただきたいです。離婚件数から考えると、スマイルセンターの相談件数が大変少なく、家庭裁判所において面会交流の情報提供が全くありません。子どもたちが奈良県でしっかりと明るく健やかに育つことができる支援をお願いします。

○猪奥委員 資料1「奈良県女性活躍推進に関する意識調査結果概要」3ページ、「仕事」に関する考えについてで、就労を希望しない女性の理由の1位は「夫や家族等の収入で生活ができるから」とのことですが、夫や家族等の収入で生活ができるから女性は就労

を希望していないとはならないと思います。このことをどう認識されていますか。

○戸毛女性活躍推進課長 就労を希望しない女性の理由の1位は、夫や家族等の収入で生活ができるからということにはなりました。ただ、ほかにも意識調査をいろいろして、女性の仕事と生活のバランスの困難さも明らかになっています。このような点も注視していきたいと思います。

就業をしなくてもよいとは決して思っていないです。

○猪奥委員 経済的な要因が女性の就労意欲の有無とイコールでないと認識していますか。

○戸毛女性活躍推進課長 そのとおり認識しています。

○猪奥委員 家庭のことは女性がすべきと男性の半数以上が思っているなかでは、収入にかかわらず女性が働きにくいということがあると思います。

しかし、知事は、生活できるから働きに行かなくてもよいと思っている女性がたくさんいるので、奈良県の女性の就労がなかなかふえないと答えることが多いです。私は論理の飛躍だと思います。意識調査結果を間違えて理解されないようにしていただきたいと思います。

資料2「奈良県児童虐待防止アクションプランの改定について」の1ページ、関係機関における「組織づくり・しくみづくり」に、児童相談所との多機関連携と情報共有のルール化の推進と記載いただいています。2ページにも、情報共有に関するルール化に新しく取り組むとあります。これらについて詳しく説明してください。

○夏原こども家庭課長 児童相談所や市町村だけでなく、警察、学校や医療機関等の関係機関が連携することによって児童虐待の未然防止や早期発見が可能になると考えています。

全国的に、関係機関との連携が不十分であったために幼い命がなくなるという痛ましい事件が続けて起こりました。本県では、そのような事件が起こらないよう、関係機関とのさらなる関係強化が必要と考えています。

○猪奥委員 どの分野においても、関係機関との連携を行うと言いますが、個別に見ていくと、実際にはできていないことがたくさんあります。

私は、警察との全件共有をお願いしています。私が最初に議会で取り上げてからも、大阪市や堺市でも首長が実施すると表明し、今、32の地方自治体で議論が進んでいます。児童相談所設置の地方自治体の45%にあたります。

半数が全件共有に踏み出そうとしているなかで、奈良県においては、警察との全件共有についてどのような議論がなされていますか。

○夏原こども家庭課長 従来から本県では、警察との全件共有はしないと表明しています。

ただし、子どもの命、安全を守るためには警察との連携は不可欠です。今年度から、警察からの照会があった場合、24時間365日即時対応が可能な体制を確立し、より密接した連携が可能になったと考えています。虐待の重症度、緊急度が高いと判断される事例については、警察との情報共有を図っています。

警察、児童相談所とこども家庭課が、こういった案件を情報共有するのかとケーススタディーを積み重ねています。

2月6日には、警察、市町村の児童虐待担当課、児童相談所、こども家庭課で合同訓練を実施しました。児童虐待において、緊急性が高い事案は、立入調査や臨検など警察との連携がどうしても必要になりますが、市町村や児童相談所には経験のない職員がふえてきていますので、警察との模擬訓練を通して実践力をつけていく取り組みを進めています。今後も連携強化、情報共有に努めていきたいと考えています。

○猪奥委員 訓練はもちろん重要で、しっかりと計画的にたくさんの方が対象となるようにしていただきたいと思います。

12月議会で、24時間365日警察からの照会に児童相談所が答えられるようになったと教えていただいたときは、そのようなこともできていなかったとわかりびっくりしました。奈良県の児童相談所は直営で24時間開いているとのことでしたから、当然、警察からの照会に回答していると思っていました。いろいろなところと連携、協力すると言われ、質問すると、当然できていると回答されます。しかし、具体的に聞いていくと、平日だけ、夜間は無理ということがあります。だからこそ、即座に情報共有をする必要性があると思います。

重症度、緊急度が高いものに関しては警察と共有すると答えていただきました。しかし、決して忘れてはいけないのは、生駒市で起きた虐待死亡事故です。児童相談所は緊急度が低いと判断し、警察との情報共有がなされていませんでした。重症度の判断をしている過程で子どもが亡くなったわけですから、私は、警察との情報共有をかなり早い段階でしておくことは子どもの命を守るうえで必要なことと思いますので、検討いただくようお願いします。

資料2「奈良県児童虐待防止アクションプランの改定について」で、妊産婦等の子育て家庭や児童への支援を切れ目なく「つなげる」に、予期しない妊娠や思いがけない妊娠相談への適切な対応と記載していただいています。

奈良県として、望まない妊娠から新生児里親委託へどのようにつないでいこうとしているのか、現在の取り組みについてお伺いします。

○夏原こども家庭課長 予期しない、あるいは望まない妊娠について、奈良県は、市町村担当課、保健師、助産師、児童相談所の職員などを対象に、予期しない妊娠や思いがけない妊娠相談への対応力向上研修を実施しています。

特定妊婦については、市町村の要保護児童対策地域協議会で把握したうえで、児童相談所も加わり、ケースに応じて、里親委託、施設入所、特別養子縁組へと繋がられています。今後、医療機関との連携も念頭に、児童虐待防止アクションプラン、社会的養育推進計画を推進していきたいと考えています。

○猪奥委員 予期しない妊娠、思いがけない妊娠と記載されていますが、望まない妊娠のことを意味しているということでしょうか。望んでいる時期ではなかったが妊娠したというのも、望まない妊娠ということでしょうか。

○夏原こども家庭課長 そのとおりです。

○猪奥委員 高校生、中学生が妊娠したときの対応は、要保護児童対策地域協議会で議論されるということですか。

また、対応力向上研修は、学校の校医や養護教員も対象となりますか。

○夏原こども家庭課長 望まない妊娠の対応については、要保護児童対策地域協議会だけではなく、児童相談所が主となるケースもあります。学校に通学してる子どもが対象者であれば、学校にも支援メンバーに入ってもらいながら検討していくことになります。

対応力向上研修について、現在、養護教諭は対象とはなっていません。

○猪奥委員 今の取り組みでは、望まない妊娠から新生児里親委託までがスムーズに行くようには思えません。

福岡県では新生児里親委託のガイドラインをつくっています。墮胎は親の心を傷つけてしまうものであり、特別養子縁組で子どもがほしい方にとってもよいつなぎができることは大事だと思いますので、新生児から里親委託に至るガイドラインを作成していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○夏原こども家庭課長 委員お述べのように、特別養子縁組を前提に、望まない妊娠について、産婦人科等の医療機関と普段から連絡を取り合うことが必要と認識をしています。

児童虐待防止アクションプラン、社会的養育推進計画を推進するなかで、十分検討していきたいと考えています。

○猪奥委員 奈良県性暴力被害者サポートセンター、NARAハートの相談件数を教えてください。

○戸毛女性活躍推進課長 奈良県性暴力被害者サポートセンター、NARAハートには、平成30年10月の開設後1年間で、本人、家族や知人から延べ232件の相談がありました。相談内容は、強姦性交、強制わいせつ、性的虐待などについてですが、緊急のケースよりも、過去に受けた性暴力に対してどこにも相談できず苦しんでいたケースが多いのが特徴です。

○猪奥委員 人口規模に近い滋賀県の2018年度の相談実績は1,473件です。奈良県においても、潜在的には同等の相談件数があると思います。電話相談窓口開設が午後5時までなど、相談しにくい時間帯、曜日帯になっています。今後の取り組みの拡充についてお聞かせください。

○戸毛女性活躍推進課長 初回相談を受けた時間帯は、午前が35%、午後が65%です。留守番電話で受けた時間外の相談は1年間で10件で、いずれも支援中の方からの連絡でした。

課題としては、さまざまなケースにきめ細やかに対応することが必要と考えています。相談時間の拡充より、支援にかかわる職員のスキルアップのための研修を充実していきたいと思っています。

○猪奥委員 もちろんスキルアップは大事です。しかし、働いている方は勤務時間中に電話はしにくく、時間外に電話がないからといって、相談がないわけではないと思います。利用できない方もいるという前提に立って、推進していただきたいとお願いしておきます。

社会的養育推進計画26ページの民間あっせん機関との連携についてですが、今回初めて計画に記載されたことをありがたく思っています。

どのように連携を推進していこうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○夏原こども家庭課長 奈良市内に1箇所ある民間のあっせん機関と連携し、特別養子縁組を推進していくことを計画に載せさせていただきました。

個人情報の取り扱いなど、県、民間それぞれの課題を意見交換しながら、民間ネットワークの活用も含め今後具体的に検討していきたいと考えています。

○猪奥委員 ことはあっせん機関と相談し、来年度からは具体的に連携が進んでいくと考えたらよいですか。

○夏原こども家庭課長 計画は来年度からの10年計画です。民間あっせん機関との連携

については、来年度方向性を決定し、子どもを虐待から守る審議会で進捗状況を諮りながら検討を進めたいと思っています。

**○猪奥委員** 本計画で初めて里親の登録数の目標値を設定していただきましたが、これは有効だと思います。

奈良県の場合は、一時保護されている子どもが通学ができない問題があります。親、学校、地域から離され、法的には最長2カ月ですが、2カ月以上一時保護所にいることもあります。大人の2カ月と子どもの2カ月は感じ方が大きく違うと思います。

里親に一時保護されれば、そこから通学でき、子どもから教育、地域、友達を奪うこともなくなり、有益だと思いますが、実施するには里親が少なくとも各市町村にいなければなりません。エリア毎の目標値が必要で、里親のリクルートや関係性構築は市町村と共同で行うべきだと考えますが、県の取り組みをお聞かせください。

**○夏原こども家庭課長** 今後里親登録をふやすことは、子どもの社会的養護に不可欠と考えます。里親登録数については、現在、県全体の指標は設定しています。里親のリクルートや里親への一時保護委託等の推進に向け、市町村との連携を進めたいと考えます。

**○猪奥委員** 計画に盛り込んで、取り組んでいただきたいと思います

**○山村副委員長** 貧困による子どもの健康格差について伺います。

全国保険医団体連合会の調査によると、学校の歯科健診で要治療と指摘をされながら未受診である割合は、小学校では50.8%、中学校で65.3%、高校で82%です。内科、眼科、あるいは耳鼻科でも同様の結果が出ているということです。年齢が上がるにつれて未受診がふえています。

医療費助成制度は、就学前までが現物給付ですが、就学後は立てかえ払いで、また一部負担金も払わなければならない、受診したくてもできないという貧困が影響していないかと心配されます。

厚生労働省が1月に発表した国民健康・栄養調査結果の概要によると、世帯所得が600万円以上では、健診未受診率が16.7%、歯が20本未満が18.9%ですが、200万円未満では、健診未受診率が40.7%、歯が20本未満が30.2%となります。経済的な状況が健康の格差につながっていると指摘されています。

また、子どもの健康増進は将来の健康に大きく影響するので、子どもの貧困調査では、学校健診後の受診状況や理由、背景について、健康の観点からの調査も必要だと私は思っていますが、どのように考えていますか。

○夏原こども家庭課長 子どもの貧困だけではなくて、乳幼児健診などの定期健診未受診の背景には、児童虐待が多く潜んでいると考えています。

県では、国の緊急総合対策を受け、平成30年度から毎年度、乳幼児健診の未受診である子ども、未所属の子どもなどを対象に、市町村の保健師が訪問して状況確認を行い、必要がある場合は健診の受診を促したり、養育に関する相談、助言指導を行っています。必要に応じて児童相談所、市町村の要保護児童対策地域協議会とも情報共有を図り、児童の健全な成長に万全を期します。

○山村副委員長 65歳以上の高齢者に対する調査では、15歳ごろまでの経済的事情、家庭生活が高齢期の社会的自立、健康に大きく影響しているという結果が出ています。経済的事情が将来にわたって大きく影響すると思われます。全ての子どもが健やかに育っていくためには、経済的な格差によってその機会が奪われることがあってはならないと思いますので、私はしっかり調査して対策を行っていただきたいと思います。

学校健診において歯列、咬合という検査項目があります。しかし、治療には保険が適用されていないため、30万円から70万円ぐらいかかり、要治療と指摘を受けても実際に治療を受けることができないと大きな問題になりました。親が歯列矯正の治療への保険適用を厚生労働省に要望する中で、改善していこうという動きになっています。健康に対する状況を調べて解決していくことが大事だと思います。

奈良県の医療費助成制度について、現物給付の拡充や高校卒業までの無料化の前提となる実態調査はとても大事だと思っていますので、その点をぜひお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○夏原こども家庭課長 副委員長お述べのように、子どもの健康格差が経済的事情で起こってはならないと考えています。今後、子どもの貧困、児童虐待、学校生活、医療機関への受診等、総合的な観点から各関係機関が連携しながら、検討する必要があると考えます。

○山村副委員長 国連のSDGsでは17の目標が立てられ、5項目目にジェンダー平等が位置づけられています。ジェンダー平等は、5項目目の目標というだけではなくて、他の16項目を達成するために不可欠な、横断的な目標ということで、非常に重要視されています。

今、世界的にジェンダー平等に対する取り組みが非常に積極的に進められている中、日本のおくれが大変顕著になっています。日本のジェンダーギャップ指数は149カ国中110位です。そういう中で女性の活躍推進に取り組んでいるわけですが、私は、特に女性

がいろいろな政策、取り組みの意思決定の場に参画することが非常に重要と思っています。この問題について、県ではどのような取り組みを行っているのか伺います。

**○戸毛女性活躍推進課長** 県では、ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向け、奈良県男女共同参画推進条例に基づき、平成28年3月に策定した「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、奈良県の女性が輝き、活躍するために多様な選択肢の中からみずからの道を選択できる社会の実現を基本理念に、固定的な性別役割分担意識に肯定的な人の割合を減らすことや、管理的職業従事者における女性の割合を高めることなどを目標とし、ライフステージの各段階での施策について全庁的に取り組んでいます。

なかでも、就業による女性の活躍推進については、女性管理職への登用促進として、働きやすく働きがいのある職場づくりを推進する、「なら女性活躍推進倶楽部」の登録企業と連携し、経営者や女性向けの交流会やセミナーを通し先進事例などを紹介することで、女性登用の促進と女性自身のキャリア形成への意識づけを図っています。

また、県や市町村の審議会等委員の女性割合を高めるため、県内外の女性人材の情報を県庁各課や市町村に情報提供し活用いただいています。

**○山村副委員長** 県の女性の管理職の登用では部長級に女性がおらず、審議会も女性の割合が少ないという実態があります。これを改善していくためには、トップの姿勢がとても大事だと私は思います。もちろんそれだけではなく、諸外国で導入されている強制力を持ったクォータ制も大事です。また、女性自身が意識の面でおくれているところがたくさんあると思います。知らず知らずのうちに思っている、つまり内なる壁があります。個人で解決をしていくのは難しく、社会で変えていかないと変えられない問題があります。効果的な方法を一歩進んで考えていくべきではないでしょうか。

**○戸毛女性活躍推進課長** 企業、都道府県のトップが参加する内閣府の「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に奈良県知事も参加していることを申しておきます。

今回の奈良県女性活躍推進に関する意識調査では、男性、女性とも、家事や子育ては女性の役割であると半数以上が考えているとの結果が出ました。女性の意識改革も重要だと思います。なら女性活躍推進倶楽部においても、女性自身が責任のある仕事につくのは嫌だという声もありますので、経営者だけではなく女性自身の意識啓発も企業と連携して進めていきたいと思っています。

**○山村副委員長** 意識を改革するのはとても難しく、強制力がある方法も私は考えていくべきと思っています。男女の賃金格差は、正規雇用で女性は男性の7割、パートも含める

と5割しかありません。全ての企業が男女の賃金格差を公表すれば、大きく変わってくると思います。県だけでできることではないですが、企業の取り組みが評価に反映される仕組みをつくっていくことが大事だと思います。これは要望にしておきます。

○**阪口委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月5日木曜日の本会議終了後に再度開催いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、理事者の方のご退室願います。ご苦労さまでした。

委員の方はしばらくお残り願います。

(理事者退席)

ただいまから委員間討議を行います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使ってご発言願います。

本日は、6月定例会に行う当委員会の中間報告に盛り込む内容をまとめていきたいと考えています。

なお、本日お配りした資料は、初度委員会から前回までの委員会に出された意見等について整理したものです。これまでに委員各位から出された意見、要望また少子化対策・女性の活躍促進に係る課題等も考慮して、中間報告に掲載すべき事項等について意見の交換していただきたいと思います。

それでは、ご発言願います。

○**植村委員** 今配付されました資料のその他、意見書の提出についてです。前回の少子化対策・女性の活躍促進特別委員会において、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会として少子化対策にかかる意見書を国に対して提出できないかと意見がでましたが、それは以後どうなったのでしょうか。

○**阪口委員長** 確認したところ、意見書は奈良県議会として提出することになっており、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会として国に意見書を提出することはできないとのことでした。

○**植村委員** 意見書調整会議にまずは提案するということですか。

○**阪口委員長** はい、そうです。

○**植村委員** わかりました。

○**阪口委員長** 質問した奥山委員には、連絡しています。

○植村委員 ありがとうございます。

○阪口委員長 ほかないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、中間報告を6月定例会の委員会でお示しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これで本日の委員会を終わります。